



申12号 6月28日 第2回交渉開催
水戸労働基準監督署の行政指導に関する申し入れ

なんと!! 労働か否か会社は回答できません!
1項の途中で中断!!

【申し入れ項目】

1. 水戸労働基準監督署からJR東日本水戸支社に行われた「行政指導」の内容について見解を明らかにすること。また、行政指導が行われた事実と内容を全社員に周知するとともに、行政指導に基づいた今後の労働時間管理のあり方について考え方を明らかにすること。

(会社回答)

労働時間の取り扱いについては、法令及び就業規則等に則り取り扱っているところである。
なお、引き続き適正な労働時間管理に努めていく。

今申し入れに関しては2024年6月5日に第1回交渉を開催し、勝田運輸区分会と水郡線営業所分会の「労基署申告」をもとに行われた「行政指導」の内容と、それに伴う会社の認識について第1項で議論を行ってきています。今回の第2回交渉で、会社は労働基準監督署の指導を受け「曖昧な指示は良くなかった、今後は労働時間として行う」「曖昧な指示により自分の時間などでやらないようにアナウンスはしていく」と、会社から今後の考え方について回答が出され、確認をしてきています。

しかし、今回、両分会が労基署に申請を行った当時の新JINJREの初期設定や業務用タブレットのパスワード変更について「この作業は労働か」を明確にすることを求めました。しかし、会社からは明確な回答が示されることはなく、会社側は途中確認のために約35分間交渉を中断するも、具体的な判断・回答は示されませんでした。そして「確認には時間を要するため、本日の交渉はここまでとしたい」という会社側の理由により第2回交渉は1項途中で中断となりました。

早期の交渉再開と
具体的な回答を強く求める!!